

(6) 11月25日 群馬県 太田市

カシオペア地域における 権利擁護支援の実践

～ど田舎にもニーズもあれば活動もできる～



特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター
所長 小野寺 幸司



本日の内容

- はじめに
- カシオペア地域の状況を踏まえた取組みのはじまり
- カシオペア権利擁護支援センターと中核機関
- カシオペア地域の課題として
- おしまいに

カシオペア地域の概況

二戸市・軽米町・九戸村・一戸町

岩手県最北部に位置し青森県と隣接
ブローラー生産第3位 漆生産第1位 リンゴ・サクランボ
瀬戸内寂聴ゆかりの天台寺 九戸政実（九戸城）
御所野遺跡（世界遺産）

総人口 49,228名（H30.12時点55,721名）
高齢者人口 20,631名（H30.12時点20,586名）
高齢化率 41.9%（H30.12時点36.94%）
要介護認定者数 4,030名
認知症者数 2,767名（II a以上）
療育手帳所持者 620名
精神保健福祉手帳所持者 561名
日常生活自立支援事業利用者 68名

人口減少と高齢化が進む地域



生活課題の発生

生活者

個人

環境

相互作用

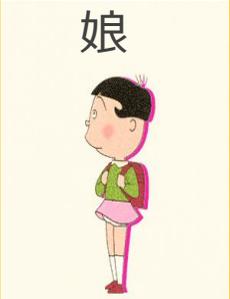
磯野家 フグ田家



要介護状態



認知症



不登校



閉じこもり



主介護者
(介護疲れ)



精神疾患



野生化



知的障がい



アル中

突然ですが皆さんこの歌知ってますか？

人生いろいろ 男もいろいろ
ろ 女だっていろいろ
咲き乱れるの・・・

「人生いろいろ」 (昭和62年) 島倉千代子

カシオペア地域の状況を踏まえた取組みのはじまり

平成19年度 各分野の相談窓口担当者が**権利擁護・成年後見制度の相談を受けていた**（高齢・障がい・児童・医療等）

多職種連携
(つながる)

しかし、**成年後見制度**って聞いたことはあるけど？

裁判所なんて行ったこともないし、そもそもどこにあるの？

弁護士がやる仕事だよな？

住民の困り毎がそのままになっていた

中には、**三代にわたって引き継がれていた**（高齢者はその間に他界）

カシオペア地域の状況を踏まえた取組みのはじまり

「**権利擁護**」という目的に関連する福祉・司法・医療・行政等幅広い人々で、**二戸地域に応じた権利擁護支援体制**を構築しよう！

平成20年度 **権利擁護ネットワーク会議**を設置し自らの学習
成年後見制度の啓発、実態調査と、困難事例検討等を実施

平成24年度 5年間の活動から**専門的で継続的な相談機関**を新たな
社会資源として構築

(NPO法人カシオペア権利擁護支援センター)

多職種連携
(つながる)

カシオペア地域の状況を踏まえた取組みのはじまり

- 平成24年度 **二戸地域権利擁護支援事業**（高齢・障がい）を4市町村から特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターへ委託 ※令和5年度も継続
- 令和元年度 成年後見制度利用促進基本計画に基づく「**中核機関**」として委託設置
- 委託業務内容（仕様書より）
 - (1)広報機能 (2)相談機能 (3)利用促進（マッチング）機能
 - (4)後見人支援機能 (5)不正防止効果 (6)**法人後見に関する事業**
 - (7)その他権利擁護推進のために必要な事業
 - (8)市民後見人フォローアップ研修事業
- 職員配置 常勤5名

権利擁護に関する総合相談支援機能の設置を目指して！

15

「NPO法人カシオペア権利擁護支援センター」の立ち上げ

- 平成24年 6月19日 設立準備会
- 8月23日 設立総会
- 9月 3日 二戸市へNPO認証申請
- 9月 6日、11日 管内市町村長訪問
- 10月12日 管内市町村福祉課長説明
- 12月 4日 認証書交付式
- 12月17日 法人登記完了

平成25年 6月1日、7月1日 相談員配置



NPO法人カシオペア権利擁護支援センター

★役員・相談員★ （社員20名）

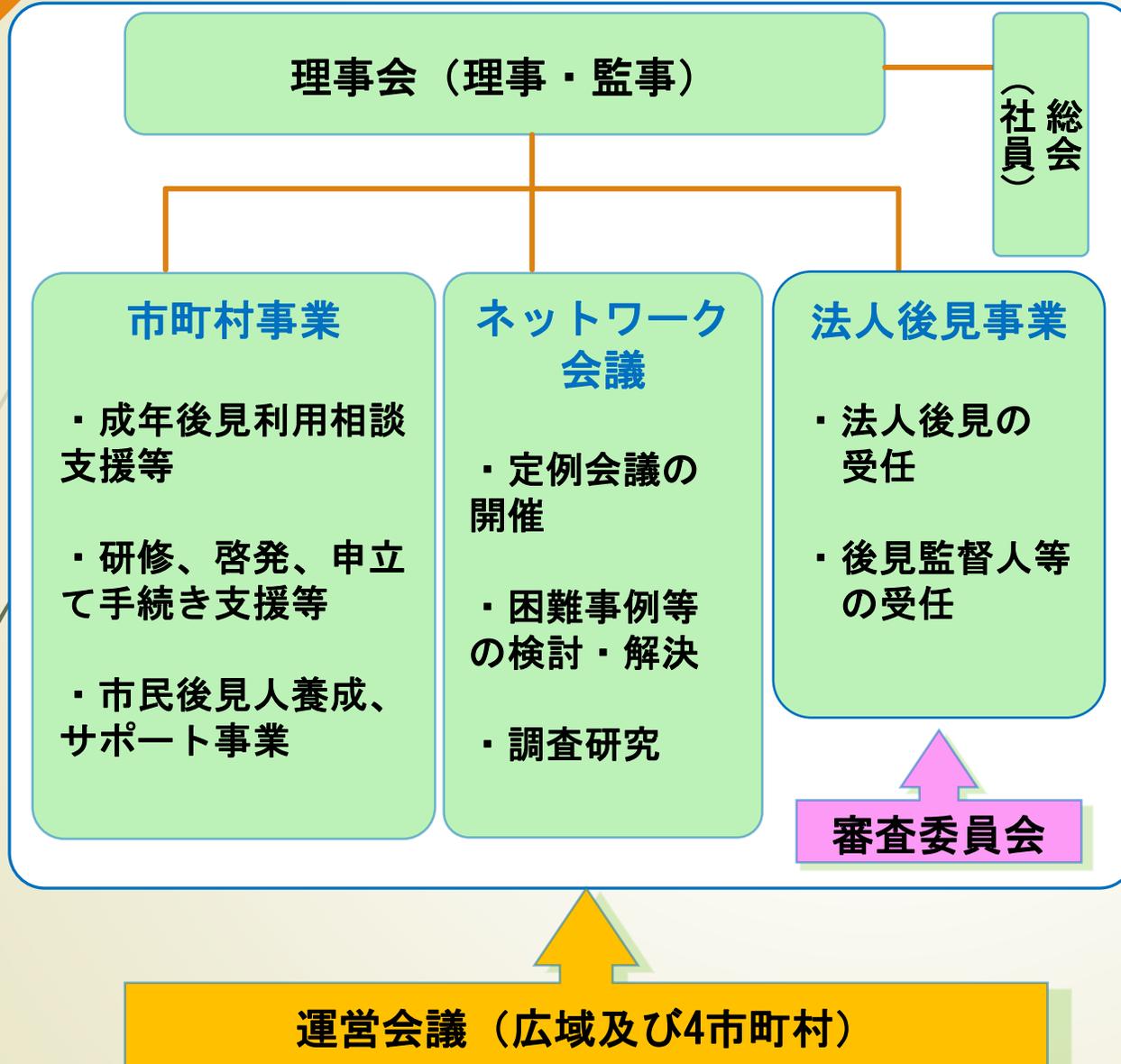
- 理事長 小井田 潤一（岩手県立一戸病院精神科医師）
- 副理事長 山口 金男（社会福祉法人二戸市社会福祉協議会会長）
佐藤 慶之（社会福祉法人カシオペア障連理事長・ぱあとなあ岩手）
- 常務理事 小野寺 幸司（NPO法人カシオペア権利擁護支援センター所長）
- 理事 一戸 舒也（成年後見人実践者）
下川 渉（NPO法人えんの下理事長）
土屋 かおり（社会福祉法人泉の園就労支援B型事業所管理者）
- 監事 上山 正幸（一戸町教育委員会教育部長）
戸末 美穂子（社会福祉法人カシオペア障連事務課長）

所長（社会福祉士）	1名
主任相談員（社会福祉士）	1名
相談員（社会福祉士）	1名
相談員兼事務員	1名
相談員（介護福祉士）	1名

他にも、弁護士、税理士、行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、精神保健福祉士、県北広域振興局、二戸地区広域行政事務組合、市町村福祉担当者、高齢者施設障がい者相談支援事業所、市町村地域包括支援センター、県立病院ほか



特定非営利活動法人
カシオペア権利擁護支援センター



主な機能

○市町村事業

- ・ 成年後見利用相談支援、研修、啓発、相談、申立て手続き支援等の実施
- ・ 市民後見人養成・サポート事業

○ネットワーク会議

- ・ 権利擁護ネットワーク会議の実施
- ・ 困難事例等の検討、解決支援

○法人後見に関わる事業

- ・ 法人後見、後見監督人等受任しての活動

○運営会議

- ・ 権利擁護推進委託内容の協議
- ・ 委託料の協議等

○審査委員会

- ・ 法人後見等に関わる事業の評価・助言（弁護士・司法書士・社会福祉士・医師・学術研究者・行政・市民等で構成）

多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」（令和5年度）

【行政】

県北広域振興局 二戸地区広域行政事務組合
二戸市 軽米町 九戸村 一戸町
(高齢・障がい担当者)

【福祉】

高齢

包括支援センター（社会福祉士）
介護老人福祉施設（ケアマネ）
二戸広域介護支援専門員協議会

障がい

基幹相談支援センター
相談支援事業所
地域活動支援センター

権利擁護

日常生活自立支援事業

地域福祉

社会福祉協議会（生活困窮者）

【医療】

県立二戸病院 県立一戸病院

【専門職】

弁護士 行政書士 社会保険労務士 税理士
岩手県社会福祉士会ばあとなあ岩手

【オブザーバー】

盛岡家庭裁判所二戸支部 岩手銀行二戸支店
久慈地域成年後見センター

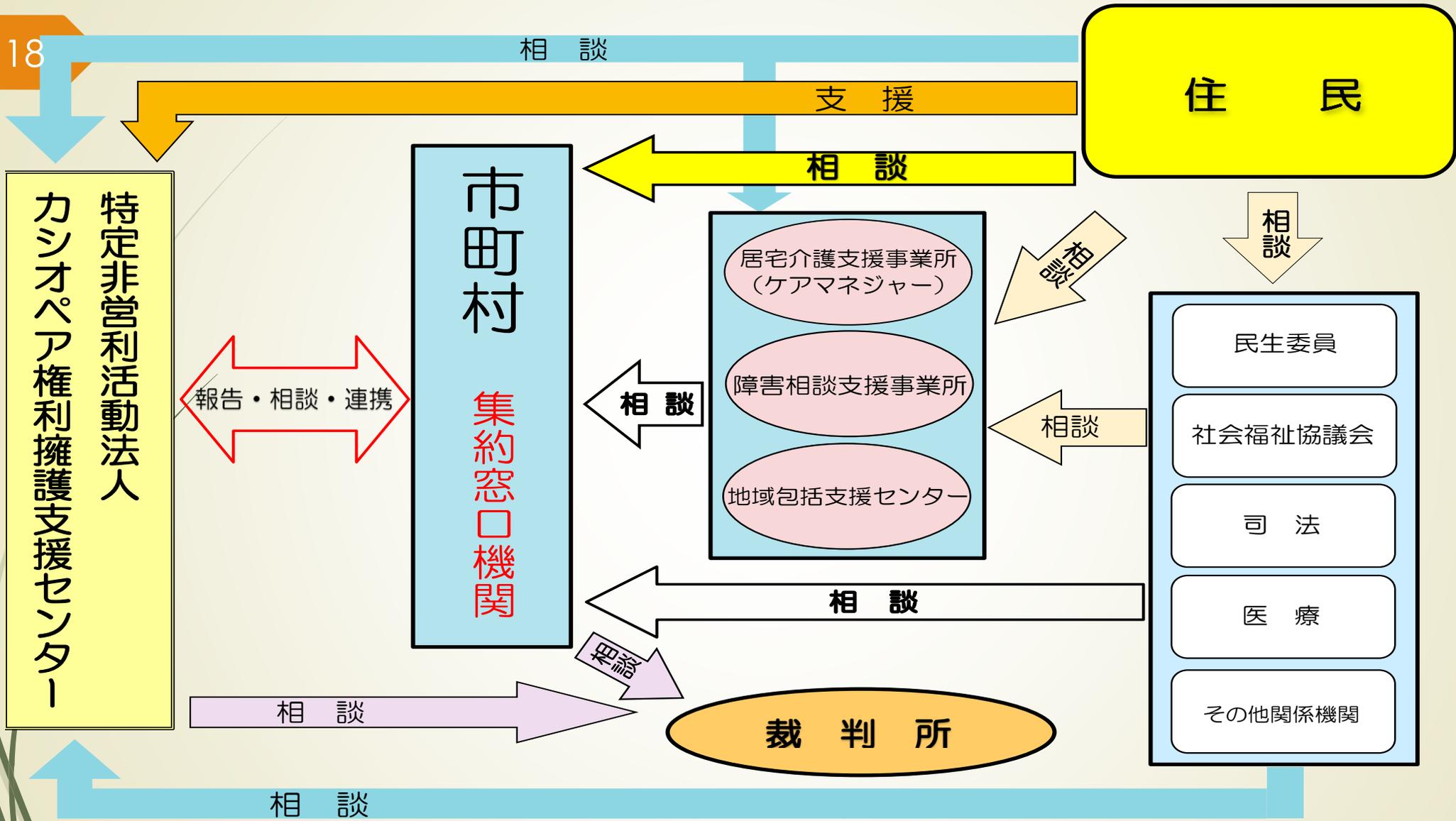
【事務局】

カシオペア権利擁護支援センター

47名

権利擁護相談支援体制

18



二戸地域における 後見人等受任調整システム

ケア会議 (チーム支援)

本人 親族 福祉
医療 保健 行政
地域関係者
中核機関

成年後見ニーズの把握
と後見人候補者像

検討依頼

中核機関

幹事会 (受任調整機能)

二戸市・軽米町・九戸村・一戸町
社会福祉士 (ぱあとなあ会員)
社会福祉法人理事長
NPO法人理事長
カシオペア権利擁護支援センター
(中核機関)

申立て事例の共有と
後見人候補者の選定

推薦

中核機関

盛岡家庭
裁判所
二戸支部

助言

中核機関

中核機関

相談

助言

中核機関

中核機関

相談

専門職

法人後見に関わる事業

【審査委員会】

	開催日時		内容	出席者
第1回	4月25日(月)	17:30~	新規法人後見受任予定案件の検討について(3件)	委員5名・事務局5名
第2回	令和5年 3月24日(金)	17:30~	法人後見事務の報告について(27件)	委員4名・事務局5名

【法人後見受任件数】 令和5年3月31日現在

R4年度 新規受任6件・終了4件

全23件(後見16件・保佐5件・補助2件) 活動中

市民後見人受任実績

NO.	年 度		内 訳	備 考
1	平成27年度	1件	複数後見（社会福祉士）	令和3年度 終了
2	平成28年度	3件	複数後見（社会福祉士）	令和元年度 辞任
3			弁護士より引継ぎ	
4			親族後見	
5	平成29年度	1件	複数後見（法人）	令和3年度 終了
6	平成30年度	1件	複数後見（社会福祉士）	令和元年度 終了
7	令和元年度	2件	複数後見（法人）	2件目の受任 令和3年度終了
8			複数後見（社会福祉士）	1件目終了し2件目の受任
9	令和2年度	2件	複数後見（社会福祉士）	
10			複数後見（法人）	
11	令和3年度	4件	複数後見（法人）	1件目終了し2件目の受任
12			複数後見（法人）	
13			複数後見（法人）	
14			複数後見（法人）	
15	令和4年度	1件	複数後見（社会福祉士）	令和4年度 終了

受任実績：受任件数15件・実受任者数11名の市民後見人が受任した
令和5年3月31日現在：9件のケースを9名の市民後見人が活動中

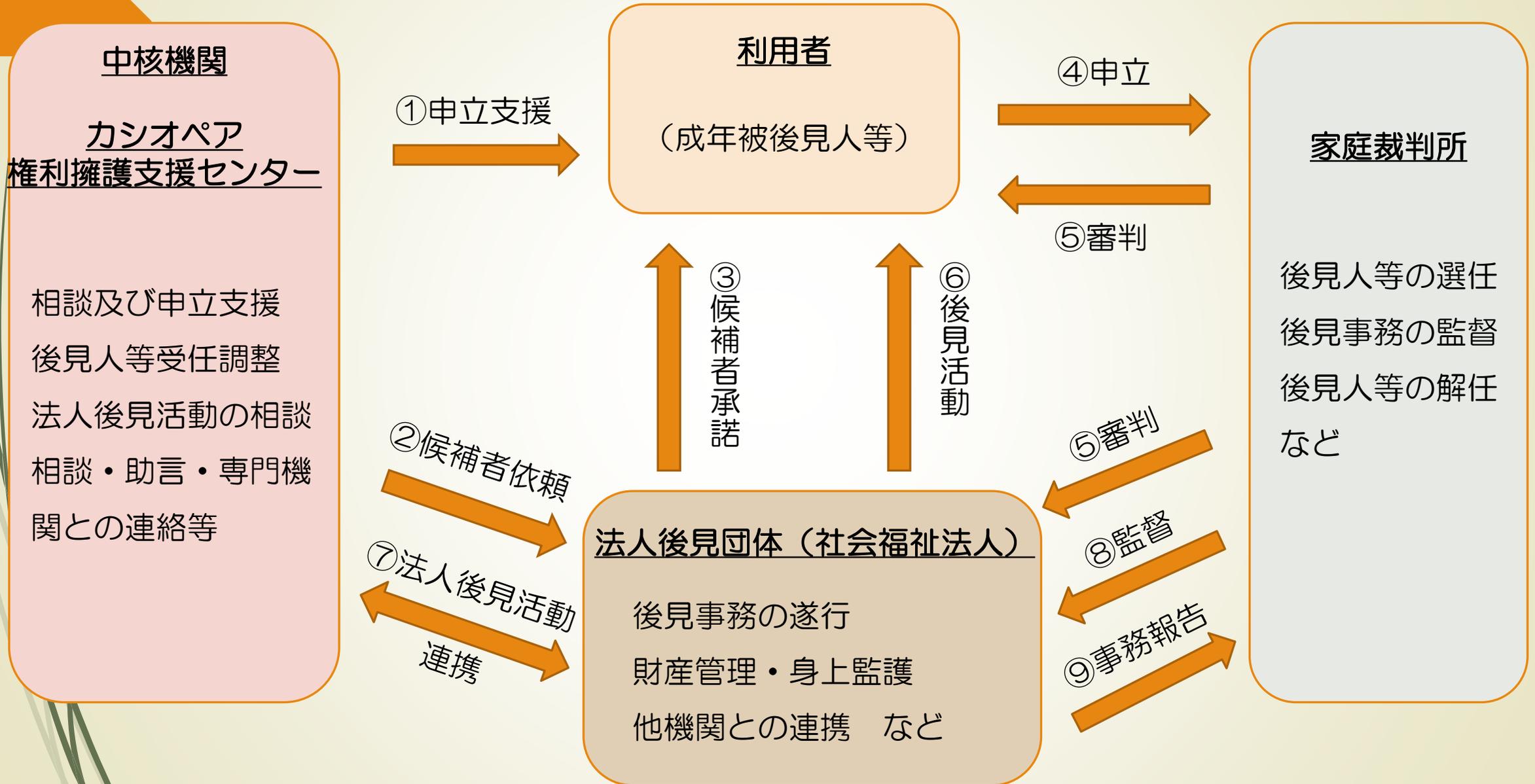
実践市民後見人交流会の開催について

- 18
目的： 平成26年度及び令和元年度に実施した「成年後見人養成事業」により二戸地域に43名の市民後見人が誕生している。これまでに11名が受任し、現在10名の市民後見人が後見活動を実践している。
- 個々の後見活動を実践者で共有すると共に、活動を通じての課題解決に向けて交流会を開催する。（平成30年度から）

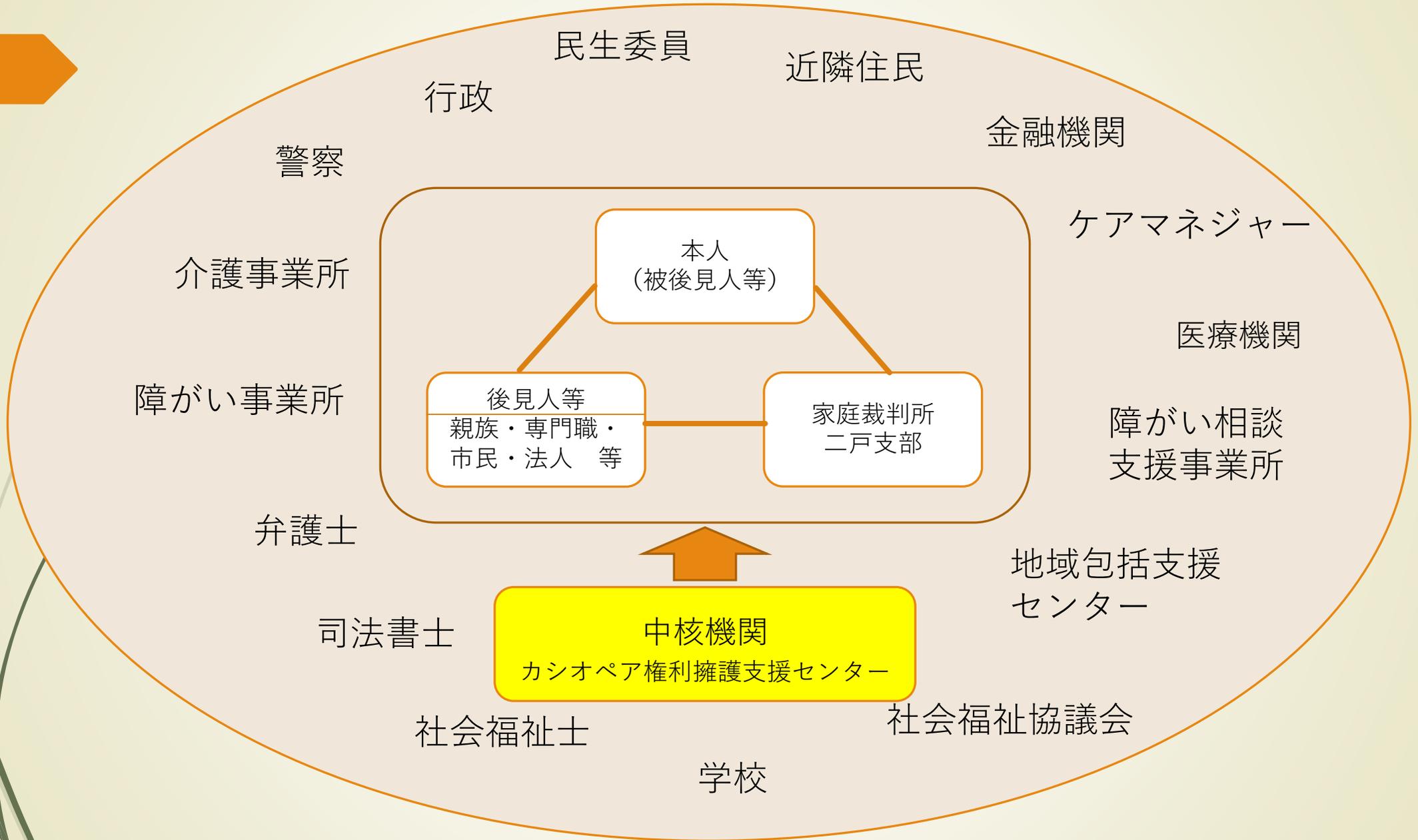
日時	内容	参加者
令和4年10月8日（土） 10：00～	<ul style="list-style-type: none">後見活動状況報告5件意見交換会	実践市民後見人5名 弁護士1名 行政担当者5名 事務局3名
令和5年3月11日（土） 9：30～	<ul style="list-style-type: none">後見活動状況報告7件意見交換会	実践市民後見人6名 弁護士1名 行政担当者5名 事務局4名

※令和2年度より弁護士をオブザーバーとして出席要請し専門的助言を求める。

法人後見受任社会福祉法人とカシオペア権利擁護支援センターの関係



二戸地域成年後見支援システム



カシオペア権利擁護支援センターと中核機関機能

(1) 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）

ネットワーク会議の設置（多職種）

パンフレット作成

福祉関係者向け・当事者団体等研修会

市民向けセミナー

(2) 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

権利擁護相談支援及びシステム構築

ネットワーク会議構成専門職との連携

個別ケア会議の活用 など

カシオペア権利擁護支援センターと中核機関機能

(3) 利用促進（マッチング）機能（受任調整・担い手育成及び活動支援等）

家庭裁判所との連携（事前協議・候補者選任）

市民後見人養成・フォローアップ研修

実践市民後見人・親族後見人等の活動支援

後見人等受け皿拡大（市民後見人・三職種及びそれ以外の専門職・法人）

日常生活自立支援事業との連携

成年後見利用支援事業の協議 など

(4) 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

実践市民後見人交流会の活用

ケア会議や相談を通じた把握と家裁との連携

ネットワーク会議構成専門職との連携 など

カシオペア権利擁護支援センターと中核機関機能

(5) 不正防止効果（親族後見人等の支援、後見等監督機能）

親族後見人の活動支援

実践市民後見人交流会

ネットワーク会議構成専門職との連携 など

(6) 法人後見事業（法人後見受任）

法人後見の受任（単独・市民後見人との複数受任）

法人後見に関する審査委員会

(7) 市民後見人フォローアップ事業

養成講座修了者に対する研修会の開催（年4回）

カシオペア権利擁護支援センターと中核機関機能

(8) その他

ネットワーク幹事会（年12回）

運営会議（広域及び市町村担当者）

市町村成年後見制度利用促進基本計画の策定

二戸地域における成年後見制度利用促進に関する意見交換会の開催

福祉教育実践の協力

各種総合相談対応

地域福祉関連事業への参画（住民支え合いマップ等）

地域包括ケア体制整備事業への参画

二戸地域自立支援協議会への参画（代表者会議・相談支援部会）

カシオペアFMによる福祉コーナー及び特殊詐欺防止

カシオペア地域の課題として

- 成年後見制度の必要な人が増加
- 成年後見人等の受け皿が不足
- 身寄りなし問題 等

ネガティブ

→ 人口減少で人材がいない

ポジティブ

→ 誰かをあてにできないからやるしかない

おしまいに

- 他分野との連携が不可欠（障がい・司法・教育等）
- 利用者受容（認知症の〇〇さんでなく、〇〇さん）
- 個人の尊厳の保持、意思決定支援の推進 主人公は本人
- フォーマルだけでなく、インフォーマルの視点
地域包括ケアシステムの推進・重層的支援体制整備事業
地域共生社会の実現・個人と環境の相互作用等
- 「権利擁護支援」は「総合相談視点」が必要

「総合相談」と「つながる」をテーマとし
福祉（生活）の総合商社へ

「誰にでもあたりまえで身近な制度へ」

特定非営利活動法人

カシオペア権利擁護支援センター

TEL 0195-43-3042

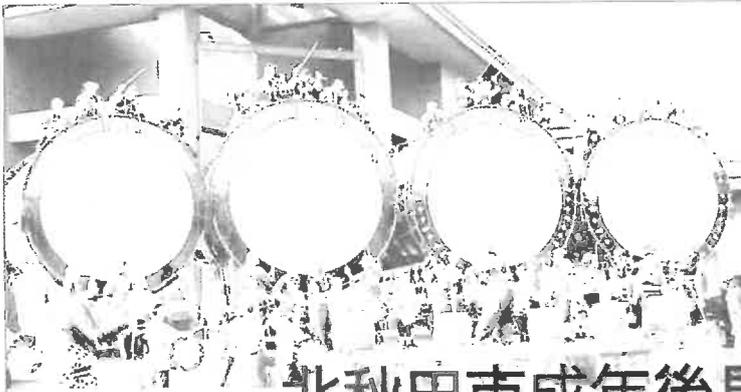
FAX 0195-43-3043

〒028-6103 岩手県二戸市石切所字川原46-1

Eメール：cassiopeia.kenri@aioros.ocn.ne.jp

ホームページ：<https://www.cassiopeia-center.jp/>

(7) 12月11日 秋田県 北秋田市



Supported by  日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

全国権利擁護支援ネットワーク東北ブロック中核機関の役割と実践研修
in秋田県北秋田市R5.12.11

北秋田市成年後見支援センター(中核機関) の取り組みと地域の現状



社会福祉法人
北秋田市社会福祉協議会
野崎 祐

北秋田市の概要

秋田県
北秋田市

面積: 1,152.76km²



秋田県の北部に位置。
秋田県内では由利本荘
市に次いで2番目に面
積が広い。



森吉山県立自然公園など
優れた自然景観や山
岳渓流に恵まれており、
豊かな自然環境が残さ
れている。



縄文遺跡の「伊勢堂岱遺跡」は国の史跡。「縄子大太鼓」は国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財になっている。

地域の状況

高齢化率（推定）

年次	秋田県	全国
令和4年 (2022)	39.3%	29.0%
令和12年 (2030)	43.0%	31.2%
令和17年 (2035)	44.9%	32.8%
令和22年 (2040)	47.5%	35.3%

秋田県は高齢化率全国トップ！

○北秋田市の人口動態

人口	28,680人
世帯数	11,365世帯
65歳以上人口	13,150人
高齢化率	45.9%
高齢者のひとり暮らし世帯	27.6%
高齢者世帯	18.7%

持ち家率全国1位

70歳以上の働ける率全国最下位

企業割合全国1位

献血率第1位

理美容所数全国1位

犯罪発生率の低さ



北秋田市社会福祉協議会の概要

- ◆ 設 立 平成17年3月22日（4町合併）
- ◆ 組 織 本所、2支所、3施設
- ◆ 職 員 数 608名（男性155名、女性453名）
 - 正規職員：総合職員 240名
 - 正規職員：一般職員 67名
 - 嘱託職員 29名
 - 臨時職員 46名
 - パート職員 226名



会社案内2022
社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会

社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 地域福祉事業の概要

地域福祉活動の推進

- 認知症高齢者等見守りネット事業
- 一時行方不明者を地域住民の協力のもと早期に発見する体制の構築
- たすけあい資金貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業（秋田県社協より受託）
- ほほえみ祝い金 高齢者世帯防火査察指導
- 備品等貸出事業 小ネットワーク活動
- 北秋田くらし相談センター
 - ・自立相談支援事業（受託）
 - ・家計改善支援事業（受託）
 - ・フードバンクの提供
 - 無料法律相談（受託）

地域福祉を支える人づくり

- 介護職員初任者研修
- 高校生対象（受託）と一般の方対象の年2回開催福祉教育広援事業
- 福祉活動を行う小学校・中学校・高等学校に助成
- 地域福祉活動支援事業
- 地域住民が主体となって行う地域福祉活動へ助成
- 地域福祉活動スタート事業
- 福祉体験学習 ボランティアスクール
- 生活支援サポーター養成講座（受託）
- 除雪ボランティア活動
- 災害ボランティアセンター事業



総合企画・啓発活動

- 社会福祉大会の開催 SNSでの情報発信
- 社協だよりの発行（年4回）
- 社協会員の加入促進
- 施設でのボランティアや実習の受入



在宅福祉活動の推進（受託事業）

- 外出支援サービス事業 食の自立支援事業
- 家族介護用品支給事業 福祉の雪事業
- 緊急通報システム事業（あんしん電話）

共同募金への協力

- 赤い羽根共同募金運動
- 公募による福祉活動広援事業



社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会 事業の概要（介護保険&障がい福祉）

介護保険等事業 20事業 37事業所

- 居宅介護支援事業 (5事業所)
- 訪問介護事業 (2事業所 ・サテライト1)
- 訪問入浴介護事業 (1事業所)
- 通所介護事業 (7事業所)
- 通所リハビリテーション事業 (1事業所)
- 訪問看護事業 (1事業所)
- 福祉用具貸与事業 (1事業所)
- 福祉用具販売事業 (1事業所)
- 短期入所生活介護事業 (2事業所)
- 外部サービス利用型特定施設事業 (1事業所)

- 介護老人保健施設 (1事業所)
- 特別養護老人ホーム (1事業所)
- 認知症対応型共同生活介護事業 (3事業所)
- 小規模多機能型居宅介護事業 (1事業所)
- 地域包括支援センター (3事業所) 【受託】
- 在宅介護支援センター (1事業所)
- 養護老人ホーム (1事業所)
- 生活支援ハウス (2事業所)
- 自費訪問介護事業 (1事業所サテライト1)
- 自費福祉用具貸与事業 (1事業所)

障がい福祉サービス事業 9事業 10事業所

- 生活サポート事業 (1事業所 サテライト1)
- 訪問入浴介護事業 (1事業所)
- 基準該当生活介護事業 (2事業所)
- 相談支援事業 (1事業所)
- 計画相談・障害児相談・地域定着支援・地域移行支援 (1事業所 サテライト1)
- 居宅介護事業 (1事業所 サテライト1)
- 重度訪問介護事業 (1事業所 サテライト1)
- 行動援護事業 (1事業所 サテライト1)
- 同行援護事業 (1事業所 サテライト1)
- 移動支援事業 (1事業所 サテライト1)



秋田県 市町村別の成年後見制度利用状況

秋田家庭裁判所資料 令和4年7月末現在

	法定後見				任意後見	利用者割合		法定後見				任意後見	利用者割合
	法定後見合計	後見	保佐	補助				法定後見合計	後見	保佐	補助		
秋田市	354	270	64	20	7	0.117	小坂町	8	7	1	0	0	0.173
能代市	51	38	11	2	0	0.106	上小阿仁村	14	14	0	0	0	0.725
横手市	51	45	6	0	0	0.062	藤里町	4	3	0	1	0	0.146
大館市	74	69	3	2	0	0.110	三種町	26	23	2	1	0	0.179
男鹿市	45	35	8	2	0	0.188	八峰町	1	1	0	0	0	0.016
湯沢市	66	47	13	6	1	0.163	五城目町	7	6	1	0	0	0.086
鹿角市	33	29	4	0	0	0.118	八郎潟町	4	4	0	0	0	0.074
由利本荘市	167	158	6	3	0	0.229	井川町	4	4	0	0	0	0.091
潟上市	28	22	5	1	0	0.089	大潟村	3	3	0	0	0	0.103
大仙市	40	34	5	1	0	0.053	美郷町	16	14	2	0	0	0.089
北秋田市	95	86	8	1	0	0.329	羽後町	24	24	0	0	0	0.182
にかほ市	20	17	2	1	0	0.088	東成瀬村	0	0	0	0	0	0.000
仙北市	20	13	5	2	0	0.085	秋田県	1155	966	146	43	7	0.124

※後見利用者割合（全国）0.189%

秋田県内の専門職後見人（三士会）

団体名	職種	登録者数 (未受任者含む)	受任件数	北秋田市内の専門職 (実働数)
秋田弁護士会	弁護士	76名	150件 (※4.8月)	0名
成年後見センター リーガルサポート秋田	司法書士	58名	288件 (※4.8月)	1名
ぱあとなあ秋田	社会福祉士	110名	133件 (※5.3月)	7名

秋田県社会福祉士会入会
↓
生涯研修基礎研修Ⅰ～Ⅲ（3年）
↓
成年後見人養成研修（約半年間）
↓
ぱあとなあ秋田に名簿登録
（成年後見賠償保険加入）

秋田県内の市民後見人の活動状況

横手市 6名が後見活動中
湯沢市 2名が後見活動中
三種町 1名が後見活動中（5名が後見支援員として活動中）

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。



まずは全国の自治体に「中核機関」を設置せよ！



- ・ 成年後見人養成研修修了→家裁に後見人登録(平成28年～)
- ・ ばあとなま秋田の会員として後見受任開始(平成30年～)
- ・ 市民講座「終活のすすめ」「あなたを支える契約家族」(令和元年)
- ・ 市民講座「遺言書の作成・相続について」(令和2年)



- ・ 権利擁護支援の体制構築モデル事業 (令和3年度)
- ・ 行政部局と連携、福祉専門職向け研修会 (令和3年度)



- ・ 法人後見登録団体として申請(令和4年2月～)
- ・ 法人後見受任開始(令和4年8月～)

令和3年度権利擁護支援体制構築モデル事業(北秋田市での取り組み)

【令和3年5月～令和4年3月】

セミナー開催(専門職向け研修会)

基礎研修会①

「日常生活自立支援事業と成年後見制度の基礎」

基礎研修会②

「申立手続きと本人情報シートの書き方」

秋田家裁大館支部 書記官 福島正記 様

基礎研修会③

「権利擁護制度活用講座」

千秋パーク法律事務所 弁護士 藤原美佐子 先生



先進地視察(コロナ禍のためWeb研修)

鹿角市社協 事務局長 浅水 和也 様

ネットワーク構築

司法関係者、医療福祉関係者、行政関係者、地域関係者とのネットワークを構築した上で法人後見実施要綱等の整備

1	弁護士
2	司法書士
3	地域医療関係者
4	市役所高齢福祉課課長
5	市役所福祉課(障がい)課長
6	民生委員児童委員協議会
7	人権擁護委員

そのままスライドして
法人後見運営委員会へ移行

北秋田市成年後見支援センターの実績

(R5年4月～11月)

内容	実績等
総合相談受付	85回 (来所10件、電話44件、訪問27件、その他4件)
申し立て支援手続き、書類作成支援	3件
専門職により支援方針検討会	4回
地域連携協議会	1回
後見人への支援	8件
出前講座等	5件

出前講座の内容

- ・民生委員児童委員連絡協議会「社協と成年後見の役割」
- ・介護支援専門員向け研修会「センターの設置意義と地域連携」
- ・法人身体拘束・虐待防止委員会研修会「権利擁護制度と意思決定支援」
- ・第三者苦情解決委員会研修会「北秋田市の権利擁護制度の理解」
- ・地域医療連携会議～認知症部会～「北秋田市の権利擁護制度の基礎理解」

中核機関を運営して見えてきた4つの課題

- ・身元引受人と保証人の確保
- ・医療同意
- ・利益相反



地域医療連携センター運営協議会
「認知症部会ワークショップ」
テーマ「高齢、独り暮らしの認知症の方へどう介入するか」



中心話題は身寄りのない高齢者や資力のない方をどうするかに……

当地域の介護保険事業所のシェア率が高く当会の利用者である可能性が高い。

・障がい者施設利用者の相続問題

東京都委託施設の利用者の相続問題が急増

都内に住む保護者の死亡や高齢化

具現化する必要性大

後見制度に係る地域状況調査の実施

【目的】

地域の後見ニーズの把握
権利擁護支援を展開する上での地域課題

【調査主体】

北秋田市成年後見支援センター（北秋田市受託事業）

【調査期間】

令和5年10月30日～令和5年11月16日

【調査対象】

(1) 北秋田市内の施設サービス

種別	対象施設	定員合計	回答施設	回答施設定員合計	回収率
高齢者施設	23施設	864名	18施設	615名	78.3%
障がい者施設	10施設	709名	9施設	482名	90.0%

(2) 北秋田市内の在宅サービスのケアマネジャー、相談事業所相談員等

種別	対象事業所	相談員数	回答事業所	回答相談員	事業所回収率 (相談員回収率)
高齢福祉	11事業所	55名	10事業所	48名	90.9% (87.2%)
障がい福祉	2事業所	6名	2事業所	6名	100.0% (100.0%)

後見制度に係る地域状況調査票（ケアマネ・相談員用）

事業所名	
氏名（任意）	

※事業所名を正確に記入してください。相談員が複数人おられる場合は、複数名を記載してください。

問1 貴殿が担当している利用者で後見人がついている方の数を記載してください。

- ・認知症高齢者 ()人
- ・知的障がい者 ()人
- ・精神障がい者 ()人

問2 今後、貴殿が担当している利用者で後見の申立てが必要と思われる方はいますか。
1. いる →問3へ 2. いない →問6へ

問3 問2で「いる」と答えた利用者の種別を記載してください。

- ・認知症高齢者 ()人
- ・知的障がい者 ()人
- ・精神障がい者 ()人

問4 問3の回答のうち、申立てが必要と思われる理由を教えてください。（問3の合計数と合わない場合も構いません）

- ・預貯金等の管理・解約 ()人
- ・福祉サービス・医療サービス契約のため ()人
- ・不動産の処分 ()人
- ・相続手続き ()人
- ・日常的な金銭管理のため ()人
- ・その他 ()人

問5 後見制度を活用する際は裁判所への申し立てが必要になります。申し立てをされる人は決められており、本人、配偶者又は4親等内の親族、いない場合は首長申立になります。問3の回答のうち、申し立てる方はあなたが想定されますか。（複数いる場合はキーパーソンの方のみカウントしてください。）

※裏面に続く

- ・本人 ()人
- ・親 ()人
- ・孫 ()人
- ・それ以外の親族 ()人
- ・不明 ()人
- ・配偶者 ()人
- ・子ども ()人
- ・兄弟（姉妹） ()人
- ・身寄りがいないので首長 ()人

問6 利用者の権利擁護を支援する上でお困りの項目を○で囲み、貴殿が担当するケース中で該当する最大人数を()に記載してください。

1. 預貯金の管理 ()
2. 買い物などの日々の金銭管理 ()
3. 不動産などの管理 ()
4. 契約や重要事項説明書の対応 ()
5. 本人への意思確認 ()
6. 苦情申立て ()
7. 受給同行（受診受付） ()
8. 身元引受人や身元保証の確保 ()
9. 医療同意 ()
10. 医療説明への同意 ()
11. 病院からの呼び出し ()
12. 遺体引き取り ()
13. 火葬の手配 ()
14. 葬儀の手配 ()
15. 空き家の処分 ()
16. 私物の処分 ()
17. 収入が少なくサービスが使えない ()
18. 家族内不和 ()
19. 家族がいない ()
20. 知り合いや友人がいない ()

上記以外に困っている事項（自由記載）

問7 この地域特有の課題と感じていることがあればご記入ください。

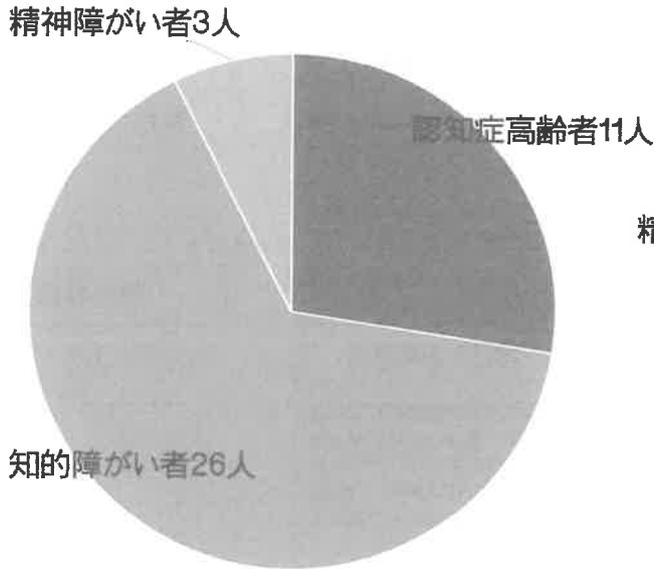
問8 今後、北秋田市後見支援センターへの要望があれば教えてください。

1. 市民向け研修会の開催
2. 専門職員向け研修会の開催
3. 出前講座の開催
4. 個別相談対応
5. 後見申立て支援
6. 事例提供
7. その他 ()

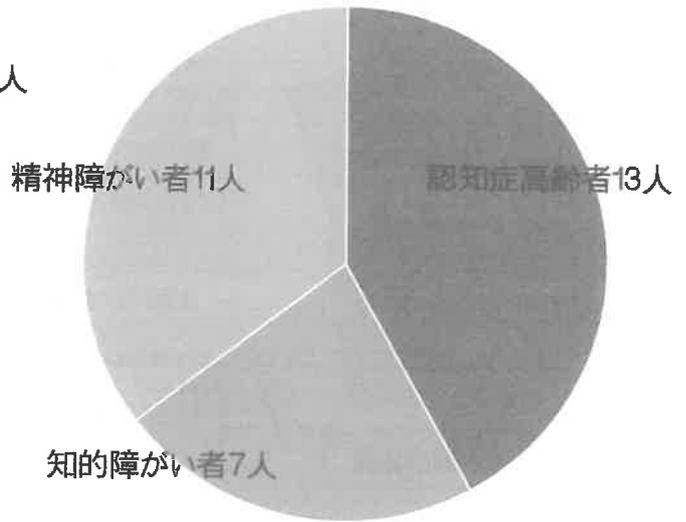
ご多忙のところ、ご協力ありがとうございました。

※11月16日までに事業所までとりまとめの上、返信用封筒にて提出をお願いします。

問3 今後成年後見制度が必要な施設利用者
(市内27施設より回答)



問3 今後成年後見制度が必要な在宅利用者
(市内ケアマネ等54名から回答)

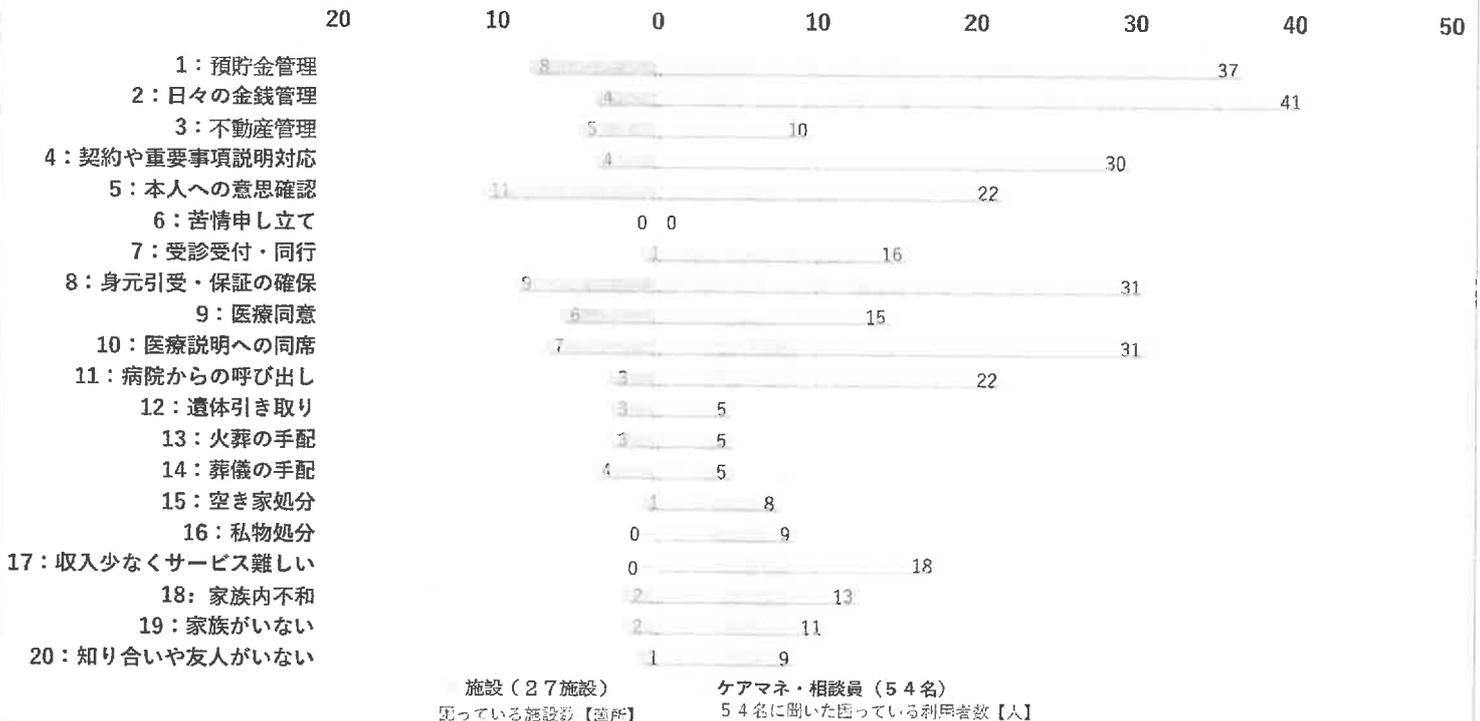


後見制度に係る地域状況調査(北秋田市R5)より

社会資源の確保が急務(法人後見も、市民後見も大幅にふやさなければならない)

問6 利用者に対する権利擁護支援で困っていること

後見制度に係る地域状況調査(北秋田市R5)より



機能別連携

中核機関広域連携

急務
身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

総合相談

認知症や知的・精神障がいのあるご本人やご家族、医療・福祉機関からの相談にも応じます。来所・電話やメール・訪問にも無料で対応し、ご本人にとって最も適した方法を一緒に考えます。

手続き支援

ご本人やご家族の成年後見等申立て手続きのお手伝いを行います。申立てをなさるご家族がいない場合でもご相談ください。

首長申立

後見制度利用支援
(報酬助成等)

各自治体の責務

受任者調整

秋田弁護士会
リーガルサポート秋田
ぽあとなあ秋田
コスモス成年後見
社労士成年後見センター



専門職団体との広域連携

住民向け啓発活動

地域の皆様に成年後見制度を広く知ってもらうため、出前講座やセミナーを開催します。

後見人活動支援

親族で後見活動をしている方、専門職や社会福祉法人等で後見活動をしている方への活動支援を行います。苦情解決やクレーム対応への助言を行います。

急務
市民後見人養成講座

急務
法人後見養成

権利擁護支援体制づくりは広域課題。市町村の枠を越え皆で連携してよりよい地域づくり(県北モデル)につなげましょう。

ご清聴

ありがとうございました



12 = 2
15 = 25
16 = 25
2^4
16 = 55
60%

14 = 55

(8) 3月16日-17日 愛知県 知多市

権利擁護に関する相談支援事業従事者研修 未来デザイン手法とは



チェックイン



自己紹介

1. 所属・氏名を教えてください
2. この研修で学びたいことは何でしょうか？
3. 2030年にはどうなっていたいですか？
4. 皆さんに伝えたいことがあればどうぞ



0. 未来デザイン手法とは

- ◆ はる研究院の大和信春さんによって考案された適動設計技術をもとに、清水義晴さん（未来デザイン研究所えにし屋）が考案したものの
- ◆ 事業計画や人生計画を検討する問題解決手法としても活用できる
- ◆ 「本人主体」の可能性を広げるための事例検討



1. 時間の捉え方

未来デザイン手法で着目するポイント

テキストP3

未来

「未来」は変わる可能性がある！



2. 事例検討のための未来デザイン手法の6つのステップ

テキストP4

① 理念設定

- 何のための支援なのかという根本目的と基本姿勢を明らかにする

② 現状把握

- 理念に照らしながら現状はどうなっているかを把握する

③ 未来予測

- 現状から考えられる「成り行き未来」と「可能的な未来」とを想像する

④ 要所解明

- 可能的な未来を実現するための手の打ち所を明らかにする

⑤ 方法立案

- 可能的な未来を実現するための大局的な方向性（方針）と具体策（方策）を考える

⑥ 計画編成

- 方法立案で考えた案をスケジュール化し、実現のための方法を練る

3. 未来デザイン手法の6つのステップ ①理念設定 ②現状把握

テキストP5

①理念設定

何のための支援なのかという根本目的と基本姿勢を明らかにする

- ◆ 「何のための支援なのか」という問いについて、意見を出し合う
- ◆ 文章の形になるように、一文にまとめる

例: その人らしい安心できる暮らしをするための支援でありたい

②現状把握

理念に照らしながら現状はどうなっているかを把握する

- ◆ 事例の現状データを洗い出す

年齢、家族構成、性格、これまでの経緯、現在の居場所、特徴的なエピソード、抱えている課題

客観的事実だけを出すことが大切!!

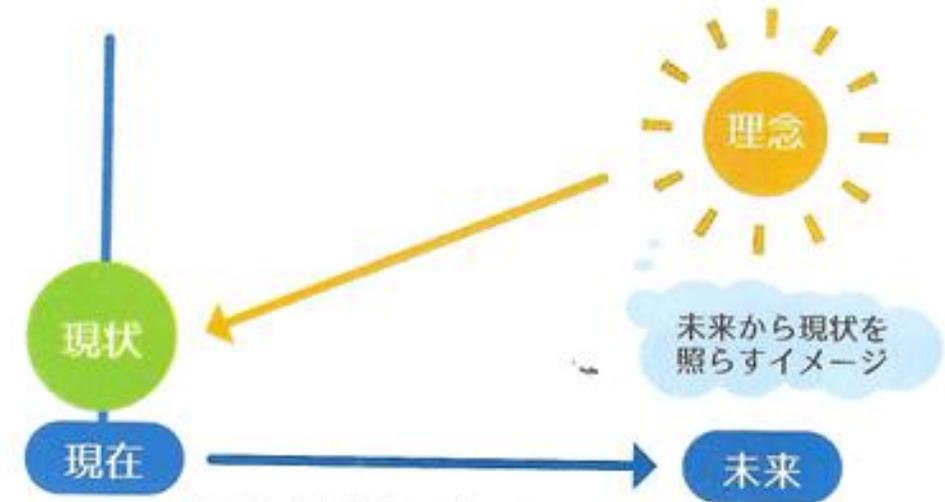


図2 現状と理念の考え方

3. 未来デザイン手法の6つのステップ ③未来予測 ④要所説明

テキストP6

③未来予測

現状から考えられる「成り行き未来」「可能的な未来」を想像する

- ◆「成り行き未来」=何も手を打たず放置したときの未来
- ◆「可能的未来」=最大限の可能性を發揮したときの未来
- ◆それぞれ一文にまとめる

④要所説明

可能的な未来を実現するための手の打ちどころを明らかにする

- ◆ 二つの未来のギャップ(差)に注目する。
- ◆ 可能的未来を達成できる効果的な「打ち手」のアイデア出しをする。
- ◆ 最良のアイデアを一文にまとめる

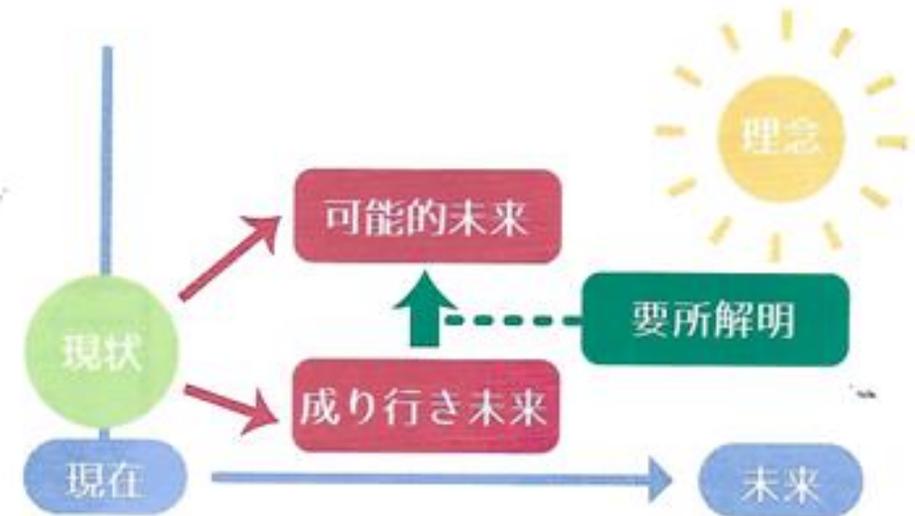


図3 未来予測と要所説明

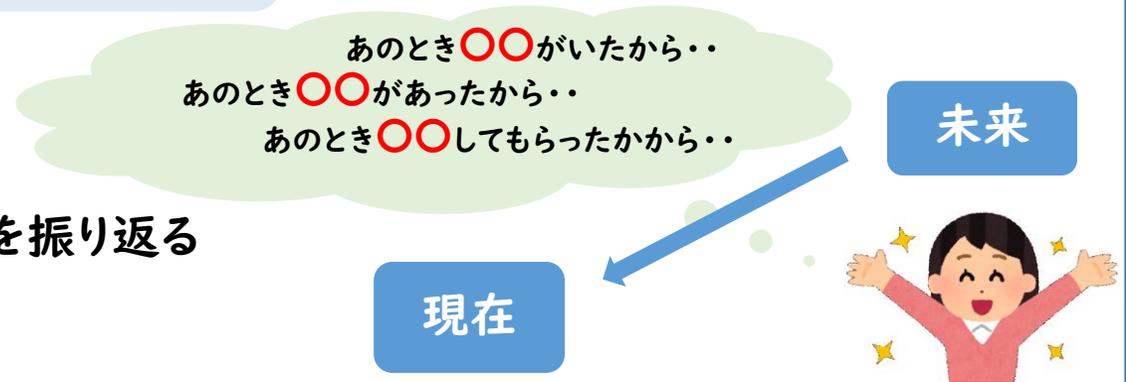
3. 未来デザイン手法の6つのステップ ④ 要所解明の視点

テキストP14

要所解明をする際の **ポイント**

① 未来から現在を振り返る

可能的未来が実現した世界から、現在（今）を振り返る



② シナリオを考える

現状把握で見えてきた状況から、可能的未来にたどり着くまでのシナリオを考える

物語のつじつまが合う**一番のポイント（要所）**はなにか？

桃から桃太郎が生まれた



???



鬼退治ができた

3. 未来デザイン手法の6つのステップ ⑤方法立案 ⑥計画編成

テキストP7

⑤方法立案

可能的な未来を実現するための大局的な方向性(方針)と具体策(方策)を考える

打ち手を実現するために大局的な方向性(方針)と具体策(方策)を考える

⑥計画編成

方法立案で考えた案をスケジュール化し、実現のための方法を練る

「誰が」「何を」「どうする」という、5W1Hの視点でおとしこむ



図4 方法立案と計画編成

4. 事例検討

① 役割分担をしましょう

進行役

書記係（模造紙への板書） 板書方法はテキストP13を参照

発表役



4. 事例検討

②タイムスケジュール

*時間配分は目安にしてください

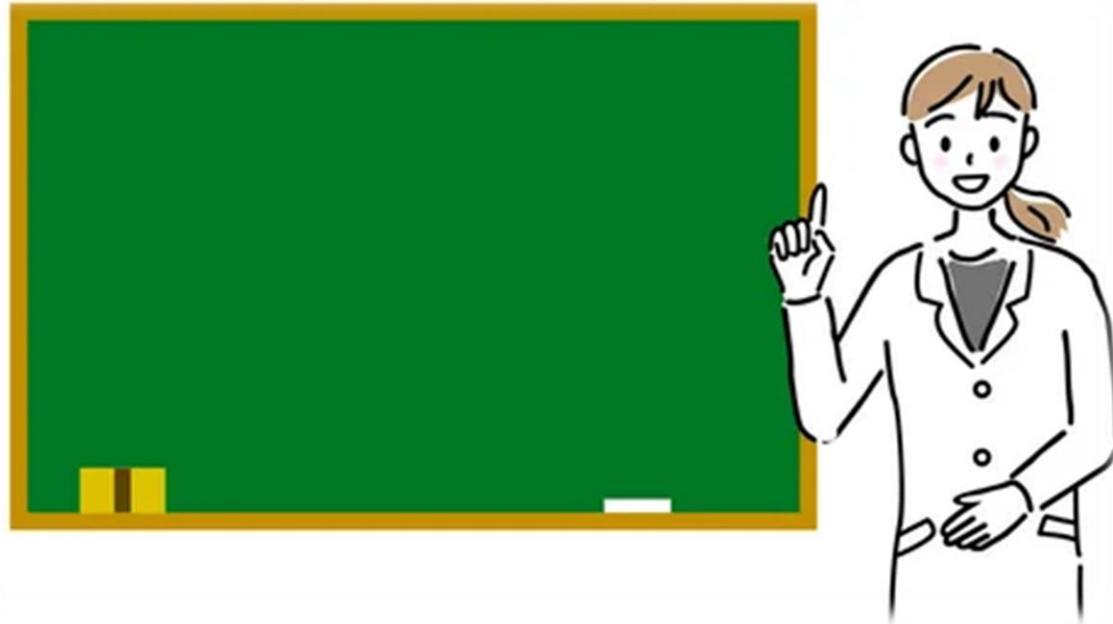
	テーマ	所要時間
1	ステップ① 理念設定	13:45~14:00(15分)
2	ステップ② 現状把握	14:00~14:15(15分)
3	ステップ③ 未来予測(成り行き)	14:15~14:30(15分)
4	ステップ③ 未来予測(可能的)	14:30~14:45(15分)
5	ステップ④ 要所説明	14:45~15:00(15分)
6	ステップ⑤ 方法立案	15:00~15:15(15分)
7	ステップ⑥ 計画編成	15:15~15:30(15分)

発表

グループで話をした内容を発表しましょう



まとめ



チェックアウト



ふりかえり

1. 今日の研修の感想を教えてください
2. 今年のあなたはどのようになりますか
3. 皆さんに伝えたいことがあればどうぞ



権利擁護に関する相談支援事業従事者研修

あなたのまちの資源って？

～Aさん宅の事例検討を通して～



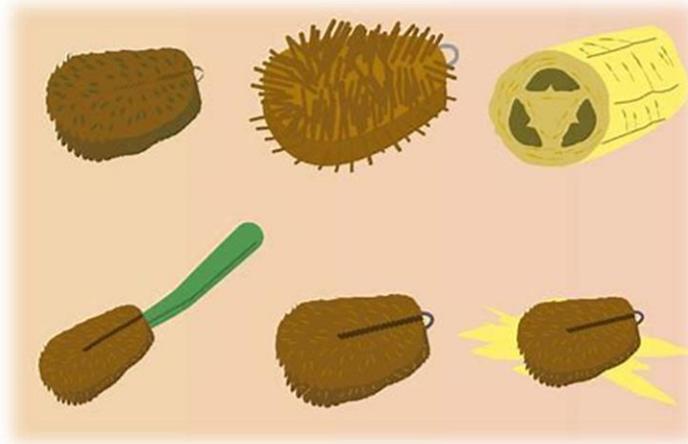
特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター 金森大席

チェックイン

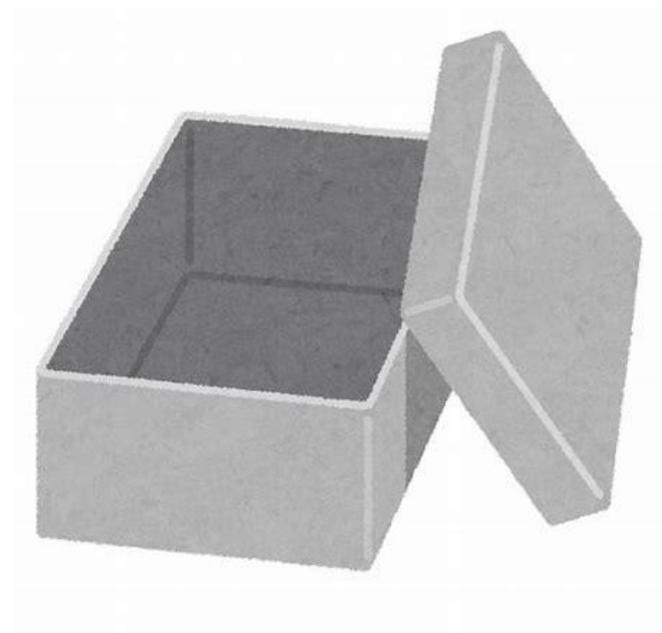


今日のわたし

1. 今日の体調を1～10で教えてください
2. その理由を述べてください
3. 今日の研修で得たいことは何でしょうか
4. 皆さんに伝えたいことがあればどうぞ



箱庭ゲーム



箱庭ゲーム

- まちの首長となってまちを作ります
- まちでのくらしとはどのようなもののでしょうか
- くらしはしあわせなものになるのでしょうか



Aさん一家が住むまちはいかに

- Aさん一家は追い出されることになりました
- Aさん一家が住むまちはどのようなまちがよいでしょうか
- 希望をふまえて考えてみてください



進め方①「まちのコンセプト」

- ・Aさん一家が住むまちはどのようなまちでしょうか？
- ・まち全体のコンセプト（概念・方向性）を決めてください
- ・そのコンセプトに決めた理由も考えてください 【10分間】

※例

健康都市〇〇市

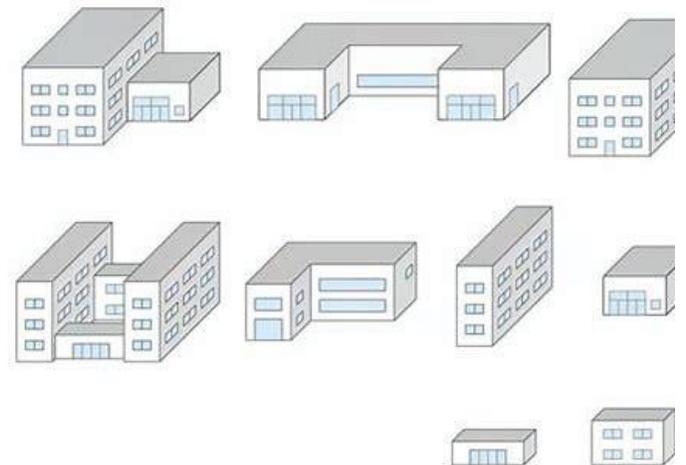
誰もが安心して暮らせるまち〇〇町



進め方②「社会資源設置」

- ・社会資源一覧表の「公的機関・福祉・冠婚葬祭機関等」から選択して設置します
 - ・機関の名称を青色の付箋に記入して貼ってください
 - ・その機関をその場所に設置した理由を別の付箋に書いて貼ってください
- 【10分間】**

※設置しなかった理由も尋ねます



進め方③「社会資源設置」

- 社会資源一覧表の「商店・飲食店等」から選択して設置します
 - 機関の名称を黄色の付箋に記入して貼ってください
 - その機関をその場所に設置した理由を別の付箋に書いて貼ってください
- 【10分間】

※設置しなかった理由も尋ねます



進め方④「社会資源設置」

- 社会資源一覧表の「民間サービス店等」から選択して設置します
 - 機関の名称を桃色の付箋に記入して貼ってください
 - その機関をその場所に設置した理由を別の付箋に書いて貼ってください
- 【10分間】

※設置しなかった理由も尋ねます



進め方⑤「社会資源設置」

- ・社会資源一覧表の「立場・属性・職種」から選択して設置します
 - ・立場の人の名称を緑色の付箋に記入して貼ってください
 - ・その人をその場所に設置した理由を別の付箋に書いて貼ってください
- 【10分間】**

※設置しなかった理由も尋ねます



進め方⑥「社会資源設置」

- ・社会資源一覧表にない社会資源を設置します
 - ・名称を大きな付箋に記入して貼ってください
 - ・名称に補足してその人や機関の機能も記入してください
 - ・その人や機関をその場所に設置した理由も付箋に書いてください
- 【10分間】

※自由な発想で記載してください



進め方⑦「Aさん宅のくらしとまち」

- Aさん宅のくらしの変化を考えてください
- Aさん宅の変化がまちにどのような変化をもたらしたか考えてください
- なぜそのような変化が起きたか考えてください
- それらをA4用紙に記載してください

【10分間】

※ポジティブやネガティブどちらの変化でも構いません



進め方⑧「感想共有」

箱庭ゲームを通して気づいたこと・感じたことを、
グループで共有します **【5分間】**



進め方⑨「グループ発表」

グループで作成したまちの紹介をしていただきます
【5分間】

※進め方①～⑦で話した内容をふまえて
どのようなまちであるかをお話ください
進め方⑧の感想も紹介してください



まとめ



チェックアウト



ふりかえり

1. 2日間の研修の感想を教えてください
2. 今後の業務にどのように活かそうでしょうか
3. 皆さんに伝えたいことがあればどうぞ



おわりに

成年後見制度利用促進法ができ、成年後見制度利用促進基本計画も2期目に入り、2年が過ぎました。中核機関で行うことは、成年後見制度のことばかりでないことが、かなり広がってきたようです。権利擁護支援の中核機関であるので、かなり幅広いのです。地域共生社会の重層的支援体制整備事業の参加支援たる動きはどこになるのか、とか、生活困窮全般や、居住のこと、身寄り、おひとりさまの件等多岐にわたります。最先端の講師陣を迎えて内容の濃い研修を開催することができました。研修のやり方としては、全国ネットワークである利点として、完全オンラインのみの研修も行いました。費用面とか時間のことを考えても、たくさんの方に参加してもらえるやり方でもあります。しかし、対人支援が中心である私達の仕事では、リアルな研修も欠かせない要素もあります。コロナと共に歩む社会には、まだまだ、工夫が必要であると考えられます。

これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生活している社会を築くことを目指します。

2024（令和6）年 6月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修の開催事業 報告書

発行日：2024（令和6）年6月30日

発行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町 6-3-16 レックスマンション 603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：<http://www.asnet-japan.net/>

2023（令和5）年度日本財団助成事業

成年後見制度利用促進法

における 中核機関の役割と

実務研修

講義
講演

- 『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』
- 『権利擁護支援と意思決定支援』
- 『おひとり様問題と権利擁護支援』
- 『第二期成年後見制度利用促進基本計画モデル事業を通して見る地域づくり』
- 『未来デザイン手法とは』

実践
報告

- 『権利擁護支援と取り組み』
- 『緊急事務管理』
- 『おひとり様支援ガイドライン』
- 『権利擁護支援と身寄りなし支援』
- 『さまざまな形の金銭管理』

グループ
ワーク
など

- 『成年後見制度における死後の事務について等』
- 『中核機関のあるべき姿
～権利擁護支援の中核であるためには～』
- 『未来デザイン手法を用いた事例検討』



2023年度日本財団助成金事業

成年後見制度利用促進法 における 中核機関の役割と実務研修

2023年度 研修会 開催日程

参加者 アンケート からのご意見

- 5月15日 北海道今金町
(ハイブリッド)
- 8月7日 高知県中土佐町
(オンライン)
- 11月2日 新潟県魚沼市
- 11月14日 鹿児島県曾於市
(ハイブリッド)
- 11月22日 大阪府大阪市
- 11月25日 群馬県太田市
- 12月11日 秋田県北秋田市
- 3月16日・17日
愛知県知多市

「支援する側」、「される側」ということではなく、その人自身が主体となって権利を擁護するという視点が目から鱗。

「権利擁護支援は地域づくり」中核機関には地域づくりの視点が不可欠。

中核機関の目指す内容と、実践が組み合わさっていて良かった。

結果的に支援者側の自己満足で終わっていたのではないだろうか、と考える機会になりました。改めて、意思決定支援の難しさを知り、「良かれと思って」「本人のため」が権利侵害に繋がりがねないことを自覚しました。

自分の支援がどうなのか、自分自身のことを振り返ることができました。
—このような研修は地元ではないので、今後も続けてほしいです。

全8回を通じて
の研修会
満足度
96.1%!

全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603号室
TEL:047-407-4584 e-mail:info@asnet-japan.net
HP:https://asnet-japan.net/